

第0章 インボイス制度と電子帳簿保存法

インボイス制度の概要	1
インボイス登録事業者が発行する適格請求書	4
課税事業者（原則課税）の仕入税額控除に関する経過措置	5
免税事業者がインボイス登録事業者になった場合の経過措置	8
電子帳簿保存法の概要	10

第1章 医師が知っておくべき税金の基礎知識

開業医にかかる主な税金の種類と特徴	12
所得税の基本的な仕組みを理解する	14
法人税の基本的な仕組みを理解する	19
消費税の基本的な仕組みを理解する	21
相続税の基本的な仕組みを理解する	24
贈与税の基本的な仕組みを理解する	27
医療業に設けられている税制上の特例	29
永久節税と繰延節税の違い	31

第2章 医業又は歯科医業を営む個人が使える節税

青色事業専従者給与を支給する	32
小規模企業共済に加入する	34
中小企業倒産防止共済に加入する	36

第3章 個人事業から医療法人化することによる節税

給与所得控除の効果と社会保険料の負担増を検証する	38
役員報酬の設定による所得税と法人税の税率差を活用する	40
医療法人で貯蓄して役員退職金を支給する仕組みをつくる	42
役員退職金の節税効果と繰越欠損金を活用する	44

第4章 医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が使える節税

青色申告承認申請書を提出し青色申告の特典を活用する	48
消費期限切れの医薬品等の在庫を処分する	50
給与等の支給額が増加した場合の税額控除を適用する	52
永年勤続者へ記念品又は創業記念品を支給する	56
役員又は従業員に対して食事を支給する	58
新年会・忘年会等のレクリエーションを開催する	59
職員慰安旅行を実施する	60

従業員のための社宅を借りる	61
従業員へ慶弔見舞金を支給する	63
リゾート会員権を福利厚生为目的で購入する	64
保養所（別荘）を福利厚生为目的で購入する	66
ゴルフ会員権を交際接待の目的で購入する	68
固定資産や消耗品等の物品を購入する	70
中古資産を購入する	72
中小企業投資促進税制又は中小企業経営強化税制を適用する	73
高度医療用機器の特別償却を適用する	75
勤務時間短縮用設備等の特別償却を適用する	77
構想適合病院用建物等の特別償却を適用する	79
使用していない資産を除却する	80
ホームページを制作する	82
壊れたままのものや古くなったものの修繕を行う	84
海外の学会又は病院視察等のための海外出張を実施する	86
翌年1年分の家賃又は保険料をまとめて支払う	88
医業未収金等に対して貸倒引当金を計上する	90
患者負担金等の未収金を貸倒損失として計上する	92
建物を賃借した際の保証金の償却部分を経費にする	93
社会保険診療報酬の所得計算の特例を選択する	94
消費税の簡易課税制度を選択する	96

第5章 医療法人が使える節税

医療法人から役員報酬を支給する	98
医療法人から役員賞与を支給する	100
医療法人から役員退職金を支給する	102
医療法人の特殊関係使用人に給与を支給する	106
医療法人の使用人兼務役員に給与を支給する	108
医療法人の決算時に従業員賞与を未払計上する	110
医療法人の役員又は従業員に出張手当を支給する	112
医療法人から寄附金を支払う	114
医療法人で役員社宅を借りる	116
医療法人で役員社宅を購入する	118
ロータリークラブ・ライオンズクラブに入会する	120

第6章 保険を活用した節税

福利厚生为目的で養老保険に加入する	122
医療法人契約で解約返戻率が高い定期保険等に加入する	124
医療法人契約の所得補償保険に加入する	129
医療法人契約で借入金対策の逡減定期保険に加入する	131

第7章 個人として使える所得税の節税

医療費が10万円を超えたら医療費控除を適用する	134
子供の国民年金保険料を支払って社会保険料控除を適用する	136
個人型確定拠出年金に加入して小規模企業共済等掛金控除を適用する	137
個人契約の生命保険に加入して生命保険料控除を適用する	141
個人契約の地震保険に加入して地震保険料控除を適用する	142
ふるさと納税を行って寄附金控除を適用する	143
出身大学や子供の学校等へ寄附をして寄附金控除を適用する	145
親や子供を扶養親族として扶養控除を適用する	147
NISA（ニーサ）口座を開設し株式投資を行う	149
NISA 以外の口座の株式譲渡損失を翌年以降に繰り越す	151

第8章 医療法人の相続・譲渡・解散のための節税

持分あり医療法人の出資持分を後継者に贈与する	152
持分あり医療法人の出資持分を相続時精算課税制度で贈与する	154
持分なし医療法人で相続税がかからない内部留保利益を貯蓄する	157
持分あり医療法人から持分なし医療法人へ移行する	159
認定医療法人制度を活用して持分なし医療法人へ移行する	161
勇退時・死亡時の役員退職金は後継者の有無で支給額を決める	165
解散する医療法人の役員退職金は残余財産を考えて支給する	167

第9章 MS 法人設立による相続税の節税

MS 法人を設立して親族に株式を贈与する	170
MS 法人の不動産を借りて家賃を支払う	173
MS 法人に不動産管理委託料を支払う	175
MS 法人の動産を借りてリース料を支払う	177
MS 法人に業務委託料を支払う	179
MS 法人で不動産投資を行う	181
MS 法人で株式投資を行う	183

第10章 医師が個人として使える相続税の節税

子供及び孫に暦年贈与する	185
住宅取得のための資金を贈与する	188
贈与税の配偶者控除を適用する	190
祖父母から孫への教育資金の一括贈与を行う	192
祖父母から孫への結婚・子育て資金の一括贈与を行う	195
養子縁組をして法定相続人を増加する	197
生命保険の非課税枠を活用する	199
贈与を受けた金銭により生命保険に加入する	200
賃貸用不動産を購入する	202

役員報酬の設定による所得税と法人税の税率差を活用する

- ▶ 課税所得 330 万円超で法人税等の税率の方が低くなる
- ▶ 所得税等と法人税等の税率差は最大で 22.155 %
- ▶ 役員報酬の設定により所得税等と法人税等の配分が決まる

所得税等と法人税等の税率差を検証する

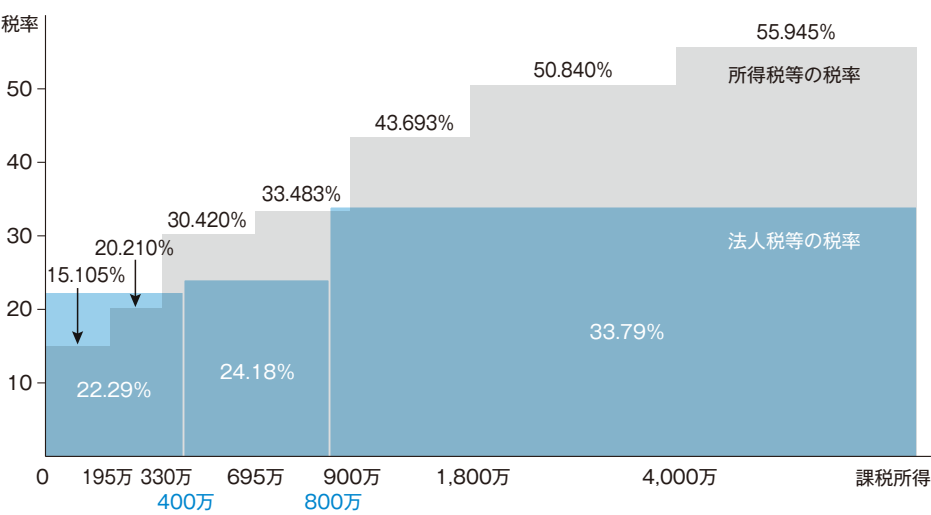
所得税・復興特別所得税・住民税（以下「所得税等」という）の税率は、最高で 55.945% となっています。

一方、法人税・地方法人税・法人住民税・法人事業税・特別法人事業税（以下「法人税等」という）は、最高で 33.79% となっています（東京都の医療法人で、資本金等 1 億円以下、令和 2 年 4 月以降に開始する事業年度の場合）。

所得税等と法人税等との税率構造のイメージ図を重ねて比較してみます。

なお、個人事業税が 5% かかること、法人所得が年間 2,500 万円超の場合の事業税率が上昇すること（超過税率）は、この比較表に織り込んでいません。

所得税等と法人税等との税率構造のイメージ



課税所得が 330 万円までについては、所得税等の方が税率が低いのですが、課税所得が 330 万円超となると、ほぼ法人税等の方が税率が低くなります。

課税所得が 4,000 万円を超えた部分については、所得税等と法人税等の税率差が最大となり、その差 22.155% と法人税等の方が大幅に低くなります。

税率差を活用するための役員報酬の設定

医業又は歯科医業を営む個人が医療法人を設立した場合には、その医業にかかる収入は、医療法人に入ってきます。医療法人は、その収入から必要な経費を支払い、残った金額から先生個人へ役員報酬を支払います。役員報酬を支払った後に残った医療法人の所得に対しては、法人税がかかります。

その一方で、役員報酬を受け取った先生個人に対しては所得税がかかります。

つまり、先生個人へ支給する役員報酬をいくらに設定するかによって、いくら医療法人に所得が残るかが決まります。ということは、役員報酬をいくらに設定するかによって、先生個人でいくら所得税等を払うのか、医療法人でいくら法人税等を払うのかかが決まります。

例えば、医業又は歯科医業を営む個人の課税所得が 5,000 万円の場合に、医療法人を設立して、医療法人に残る利益を 400 万円にするために役員報酬を年額 4,600 万円に設定したとします。

そうしますと、先生個人は、所得 5,000 万円のうち 400 万円の所得が減少しますので、所得税等は $400 \text{ 万円} \times 55.945\% = 2,237,800 \text{ 円}$ が減少します。

一方、医療法人に残る所得 400 万円に対しては、法人税等が $400 \text{ 万円} \times 22.29\% = 891,600 \text{ 円}$ かかります。つまり、その 400 万円の部分だけで、 $2,237,800 \text{ 円} - 891,600 \text{ 円} = 1,346,200 \text{ 円}$ の節税効果が得られる訳です。

このように、「医療法人を設立して、役員報酬をいくらに設定するか」によって、所得税等と法人税等とのバランスが決まり、節税効果が変わります。

当然、法人税等の税率が低いことを考えると、役員報酬を低く設定して、医療法人の所得を高くした方が節税効果が高くなります。

しかしながら、極端に役員報酬を低く設定しすぎて、先生個人の生活資金が足りなくならないよう注意する必要があります。

給与等の支給額が増加した場合の税額控除を適用する

- ▶ 雇用者給与等支給額が 1.5% 以上増加した場合に適用できる
- ▶ 控除対象雇用者給与等支給増加額の 15% ～ 45% が税額控除できる
- ▶ 税額控除は所得税額又は法人税額の 20% 相当が限度

給与等の支給額が増加した場合には税額控除が適用できる

青色申告書を提出する医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人で中小企業者等に該当する者が、平成 30 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に開始する各年度（個人事業の場合には平成 31 年度から令和 9 年度の各年度）において、国内雇用者（役員・親族を除く）に対する給与等の支給額が 1.5% 以上増加した場合等の要件を満たしたときには、控除対象雇用者給与等支給増加額の 15% ～ 45% を税額控除することができます。

税額控除が適用できるかどうかの要件

雇用者給与等支給額の増加割合が 1.5% 以上であることが要件となります。

(算式)

$$\frac{(\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額})}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$$

- (注 1) 雇用者給与等支給額とは、適用年度の国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。
- (注 2) 比較雇用者給与等支給額とは、適用年度の前年度の国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。
- (注 3) 令和 3 年 4 月 1 日以降に開始する年度の要件となります。

控除対象雇用者給与等支給増加額の 15% が税額控除できる

税額控除できる金額は、次の算式により計算します。

- (算式) 以下のいずれか少ない金額
- ① 控除対象雇用者給与等支給増加額 × 15%
 - ② 適用年度の所得税額又は法人税額 × 20%

- (注 1) 控除対象雇用者給与等支給増加額は、雇用者給与等支給額（雇用保険の一般被保険者に限らない）から、比較雇用者給与等支給額（雇用保険の一般被保険者に限らない）を控除した金額をいいます。
- (注 2) 雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の計算上、雇用安定助成金額がある場合にはこれを控除します。

税額控除率の上乗せ

令和 4 年 3 月 31 日までに開始する年度

以下の要件を満たす場合には、控除対象雇用者給与等支給額の 15% に 10% を上乗せした 25% が税額控除できます（但し、所得税額又は法人税額 × 20% が限度）。

- ① 雇用者給与等支給額の増加割合が 2.5% 以上であること
- ② 次のいずれかの要件を満たすこと

- イ 教育訓練費の額の前年度に対する増加割合が 10% 以上であること
- ロ その中小企業者等が適用年度終了の日までに中小企業経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がなされたこと

令和 4 年 4 月 1 日以降令和 6 年 3 月 31 日までに開始する年度

① 雇用者給与等支給額の増加割合が 2.5% 以上である場合には、控除対象雇用者給与等支給額の 15% に 15% を上乗せした 30% が税額控除できます（但し、所得税額又は法人税額 × 20% が限度）。

② 教育訓練費の額の前年度に対する増加割合が 10% 以上である場合には、控除対象雇用者給与等支給額の 15% に 10% を上乗せした 25% が税額控除できます（但し、所得税額又は法人税額 × 20% が限度）。

上記①と②の両方の要件を満たす場合には、控除対象雇用者給与等支給額の 15% に 25% を上乗せした 40% が税額控除できます（但し、所得税額又は法人税額 × 20% が限度）。

社会保険診療報酬の所得計算の特例を選択する

- ▶ 保険診療収入年 5,000 万円以下かつ総収入年 7,000 万円以下の場合に適用
- ▶ 保険診療分の実額経費よりも特例による概算経費が上回る場合に適用
- ▶ 実額経費による所得率（利益率）が高いほど特例の効果が高くなる

社会保険診療報酬収入が年 5,000 万円以下の概算経費特例

医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人が、次の要件に該当する場合には、所得金額の計算上収入金額から控除する経費の金額を、実際にかかった経費（以下「実額経費」という）に代えて、特例により計算した経費（以下「概算経費」という）とする特例が選択できます。

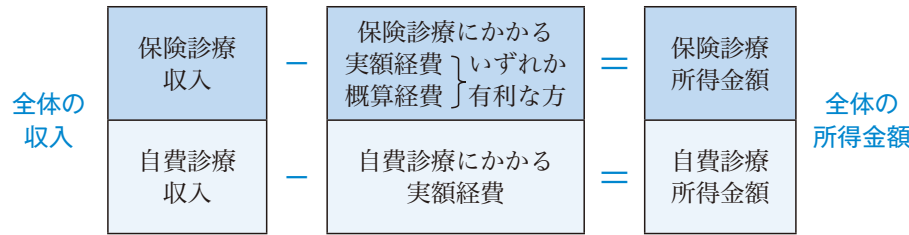
- ①社会保険診療報酬による収入金額が年間 5,000 万円以下であること
- ②医業又は歯科医業の総収入金額（上記①の社会保険診療収入とその他の自費診療収入等の合計額）が年間 7,000 万円以下であること

なお、この特例は、実額経費よりも概算経費の方が有利な場合だけ、選択して適用を受けることができます。

保険診療部分の実額経費と概算経費との比較

概算経費による所得計算は、まず総診療収入に占める自由診療収入の割合を算出します（診療実日数による割合によることもできます）。次に、その自由診療割合等を用いて、実額経費のうちの自由診療部分の経費を算出します。最後に、全体の実額経費から自由診療分の実額経費を控除して保険診療部分の実額経費を算出し、保険診療部分の概算経費と比較し、いずれが多い方を保険診療分の経費として選択します。

所得計算のイメージ



保険診療分の概算経費の計算方法

(算式) 以下のいずれか少ない金額
社会保険診療報酬の金額 × 速算表の率 + 速算表の加算額 = 概算経費の金額

速算表

社会保険診療報酬	概算経費額	
	率	加算額
2,500 万円以下	72%	— 円
2,500 万円超 3,000 万円以下	70%	500,000 円
3,000 万円超 4,000 万円以下	62%	2,900,000 円
4,000 万円超 5,000 万円以下	57%	4,900,000 円

概算経費の目安

社会保険診療報酬 (A)	概算経費額	所得金額 (B)	所得率 (A / B)
2,500 万円	1,800 万円	700 万円	28.0%
3,000 万円	2,150 万円	850 万円	28.3%
3,500 万円	2,460 万円	1,040 万円	29.7%
4,000 万円	2,770 万円	1,230 万円	30.7%
4,500 万円	3,055 万円	1,445 万円	32.1%
5,000 万円	3,340 万円	1,660 万円	33.2%

概算経費が有利かどうかは、実額経費による所得率（社会保険診療報酬に対する実額経費により計算した所得の割合）が、概算経費による所得率を上回るかどうかを目安にします。つまり、実額経費による所得よりも概算経費による所得が有利な場合にのみ、概算経費を採用して計算して良いということです。

医療法人設立の際に個人事業としての最終年度で選択適用する

例えば、医業又は歯科医業を営む個人が医療法人を設立する場合において、個人事業としての最終年度が数か月しかないことにより、個人事業としての社会保険診療報酬による収入金額が年間 5,000 万円以下、かつ医業又は歯科医業の総収入金額が年間 7,000 万円以下となったときは、実額経費による所得と概算経費による所得を比較し、概算経費が有利な場合にはこれを選択適用できます。

医療法人から役員賞与を支給する

- ▶ 医療法人が支給する役員賞与は原則として経費に算入できない
- ▶ 事前確定届出給与に該当する役員賞与は経費に算入できる
- ▶ 役員の職制上の地位の変更等があった場合には変更届出が必要となる

医療法人が支給する役員賞与は原則として経費に算入できない

医療法人が、その役員に対して支給する給与のうち、定期同額給与（毎月同額の役員報酬）に該当しないものは、原則として、各年度の経費に算入することができません。

例えば、医療法人が、その決算直前になって所得金額を減少させるための調整を目的として、役員賞与を支給したとしても、その役員賞与は経費に算入することができません。一方、その役員賞与を受け取った個人に対しては給与所得として所得税等がかかります。

つまり、医療法人では経費に算入できず、役員個人では所得税がかかるということになり、いわゆるダブル課税となってしまいます。

役員賞与が事前確定届出給与に該当する場合は経費に算入できる

医療法人が支給する役員賞与であっても、それが事前確定届出給与に該当する場合には、その役員賞与は各年度の経費に算入することができます。

事前確定届出給与とは、その役員の職務につき、あらかじめ確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与（定期同額給与を除く）をいいます。

医療法人が、事前確定届出給与を採用する場合には、支給を行うことを決定した社員総会の決議日から1月を経過する日までに、事前確定届出書を提出しなければならないこととされています。

つまり、あらかじめ役員賞与の金額を決めておき、事前に税務署に届けておくことで役員賞与を経費に算入することができるというものです。

しかし、あらかじめ支給する役員賞与を決めておくのであれば、その賞与分を毎月の役員報酬の金額に加味して、役員報酬として支給することと何ら変わりがありません。ですから、実務上は、事前確定届出書を税務署に提出してまで役員賞与を支給す

ることは少ないようです。

事前確定届出給与であっても経費に算入されない場合

もし、税務調査において、その届け出た支給額と実際の支給額が異なることが発覚した場合には、事前確定届出給与に該当しないこととなり、その支給額の全額が経費不算入となります。

なお、事前確定届出給与の「確定額」には、現物資産により支給するもの、支給額の上限のみを定めたもの及び一定の条件を付すことにより支給額が変動するようなものは、これに含まれないものとされています。

事前確定届出の内容に変更があった場合の届出

役員の職制上の地位の変更等による臨時改定事由があったときは、その臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日までに、業績悪化改定事由が生じたときはその業績悪化改定事由によりその届出内容の変更に関する臨時社員総会の決議をした日から1月を経過する日までに、それぞれ変更届出を提出しなければなりません。

事前確定届出の金額は支給限度額ではなく実際の支給額

なお、事前確定給与は、「支給限度額」を届け出る訳ではありませんので、記載された金額以下を支給することも認められていません。支給額を変更する場合は、原則として、臨時改定事由又は業績悪化改定事由による変更届出を提出した場合に限られます。

医療法人で役員社宅を借りる

- ▶ 役員社宅を借りて役員へ貸与して、その家賃の一部を受領する
- ▶ 役員から受け取る家賃は、通常の賃貸料以上とする
- ▶ 豪華役員社宅は支払家賃と受取家賃が同額となりメリットがない

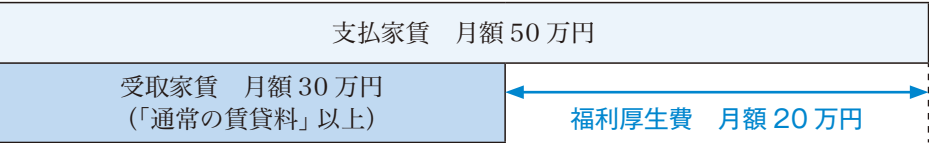
役員社宅を借りて役員に貸与して一定の賃貸料を受け取る

医療法人が、その役員のために住宅を借りて家賃を支払います（以下「支払家賃」といいます）。その住宅に住む役員から家賃（以下「受取家賃」といいます）を受け取っている場合には、その支払家賃と受取家賃との差額は、福利厚生費等として各年度の経費に算入することができます。

但し、役員から受け取る受取家賃は、「通常の賃貸料（月額をいいます。以下同じ）」以上でなければなりません。

例えば、支払家賃が月額 50 万円とします。役員への給与支給額から天引きする方法で受取家賃を月額 30 万円受け取ったとします。

受取家賃 30 万円が、「通常の賃貸料」以上である場合には、50 万円－30 万円＝月額 20 万円が福利厚生費等となります。



「通常の賃貸料」は、次のような区分で計算します。

①一般住宅	小規模住宅及び豪華役員社宅を除く住宅
②小規模住宅	小規模な住宅とは、その貸与した家屋の床面積（2 以上の世帯を収容する構造の家屋については、1 世帯として使用する部分の床面積）が 132 m ² （木造家屋以外の家屋については 99 m ² ）以下であるものをいいます。
③豪華役員社宅	豪華役員社宅とは、家屋の床面積が 240 m ² を超えるもので、その住宅等の取得価額、支払賃貸料の額、内外装その他の設備の状況等を総合勘案して、その住宅等が社会通念上一般に貸与されているようなものではないものをいいます。

一般住宅の場合の「通常の賃貸料」の計算

（一般の役員社宅に係る通常の賃貸料の算式）

次のいずれか多い金額

①
$$\left\{ \begin{array}{l} \text{その年度の家屋} \\ \text{の固定資産税の} \times 12\% \end{array} \left(\begin{array}{l} \text{木造家屋以外} \\ \text{の家屋につい} \\ \text{ては 10\%} \end{array} \right) + \begin{array}{l} \text{その年度の敷地} \\ \text{の固定資産税の} \times 6\% \\ \text{課税標準額} \end{array} \right\} \times \frac{1}{12}$$

② 第三者へ支払う家賃の額×50%

（注）算式中「木造家屋以外の家屋」とは、耐用年数が 30 年を超える住宅用の建物をいいます。

小規模な住宅の場合の「通常の賃貸料」の計算

（小規模住宅に係る通常の賃貸料の額の算式）

$$\begin{array}{l} \text{その年度の家屋} \\ \text{の固定資産税の} \times 0.2\% + 12 \text{ 円} \times \frac{\text{該当家屋の総床面積 (m}^2\text{)}}{3.3 \text{ (m}^2\text{)}} + \begin{array}{l} \text{その年度の敷地} \\ \text{の固定資産税の} \times 0.22\% \\ \text{課税標準額} \end{array} \end{array}$$

豪華役員社宅の場合の「通常の賃貸料」の計算

医療法人の役員社宅のうち、「豪華役員社宅」については、その通常の賃貸料の計算にあたって、上記の算式は適用されず、その資産の利用につき通常支払うべき賃貸料に相当する額（時価）とされます。

つまり、医療法人が第三者への支払家賃と同額を役員個人が負担しなくてはなりません。

豪華役員社宅であるかどうかは、家屋の床面積が 240 m² を超えるもので、その住宅等の取得価額、支払賃貸料の額、内外装その他の設備の状況等を総合勘案してその住宅等が社会通念上一般に貸与されているものかどうかを判定します。

なお、家屋の床面積が 240 m² 以下であっても、プール等のような設備若しくは施設又は役員個人の嗜好等を著しく反映した設備若しくは施設を有する住宅等については、豪華役員社宅とされます。

ただし、家屋の床面積が 240 m² を超えていることのみをもって、豪華役員社宅として取り扱うことはありません。

医療法人契約で借入金対策の通減定期保険に加入する

- ▶ 定期保険に加入すれば理事長等の死亡保障を医療法人で確保できる
- ▶ 保険金受取人を医療法人とする掛け捨ての保険料は経費となる
- ▶ 借入金対策として通減定期保険に加入し保険料を経費に算入する

掛け捨ての定期保険等の保険料は経費算入

医療法人を契約者として、以下のように定期保険等に参加します。

定期保険等とは、医療法人が契約者となり、その役員又は使用人（これらの者の親族を含む）を被保険者とする定期保険（一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険）や第三分野保険をいいます（特約が付されているものを含む）。

第三分野保険とは、保険業法第 3 条第 4 項第 2 号に掲げる保険で、具体的には医療保険、がん保険、介護保険、障害保険等をいいます。

契約者（保険料負担者）	被保険者	死亡保険金受取人
医療法人	理事長・理事等	医療法人

掛け捨ての定期保険等は、一定の保険期間内に被保険者が死亡した場合にのみ保険金が支払われる生命保険をいい、養老保険のように生存保険金（満期保険金）の支払はありません。なお、定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合（解約した際に解約返戻金が受け取れる場合）で、最高解約返戻率が 50% 超となるような一定の保険は除きます。

医療法人が、その理事長や理事等を被保険者とし、保険金受取人を医療法人として支払う掛け捨ての定期保険等の保険料は、期間の経過に応じて、保険料として各年度の経費に算入することができます。

掛け捨ての定期保険等の被保険者が死亡した場合においては、その医療法人が受けた死亡保険金は、雑収入として収益計上されます。

借入金対策として通減定期保険に加入し、保険料を経費に算入する

通減定期保険とは、時間の経過とともに保険金額が減っていく仕組みとなっている掛け捨ての定期保険のことです。保険金額が保険期間を通じて一定である仕組みの定期保険よりも、保険金額が減少することで保険料を安く設定することができます。

医療法人において借入金がある場合には、理事長が死亡したときの返済に充当する目的のために掛け捨ての通減定期保険に加入するケースがあります。

保険金受取人を役員等とした場合には役員給与と認定される

医療法人を契約者として、以下のように掛け捨ての定期保険等に参加します。

契約者（保険料負担者）	被保険者	保険金受取人
医療法人	特定の理事長・理事等	特定の理事長・理事等

医療法人が、特定の理事長・理事等（これらの者の親族を含む）を保険金受取人として支払う掛け捨ての定期保険の保険料は、期間の経過に応じて、その特定の役員に対する給与となります。

つまり、被保険者（＝保険金受取人）である理事長・理事等の給与所得として、所得税等の対象となりますので、結果として個人で加入することと同じことです。

被保険者の死亡により、定期保険の死亡保険金を保険金受取人である理事長・理事等の遺族が受け取ったときは、相続税の対象となります（相続人が受け取った生命保険は、500 万円×法定相続人の数までが非課税となります）。

勇退時・死亡時の役員退職金は後継者の有無で支給額を決める

- ▶ 持分あり医療法人の後継者出資持分相当の内部留保利益は相続税対象外
- ▶ 勇退時役員退職金は所得税等及び相続税を考慮して支給額を決める
- ▶ 死亡時役員退職金は相続税の非課税枠を考慮して支給額を決める

持分あり医療法人は出資持分の移転対策が必要

持分あり医療法人は、その出資者が亡くなった時には、その出資者が保有している出資持分に対して相続税がかかります。持分あり医療法人の設立後、各年度の決算において利益を計上し、その医療法人の内部に利益を蓄積した場合に、評価額が高くなる仕組みとなっています。

そこで、医療法人の利益が蓄積しないうちに、出資持分を後継者へ少しずつ贈与することにより、その出資割合を減らしていく対策が必要となります。

持分なし医療法人の内部留保利益に対しては相続税がかからない

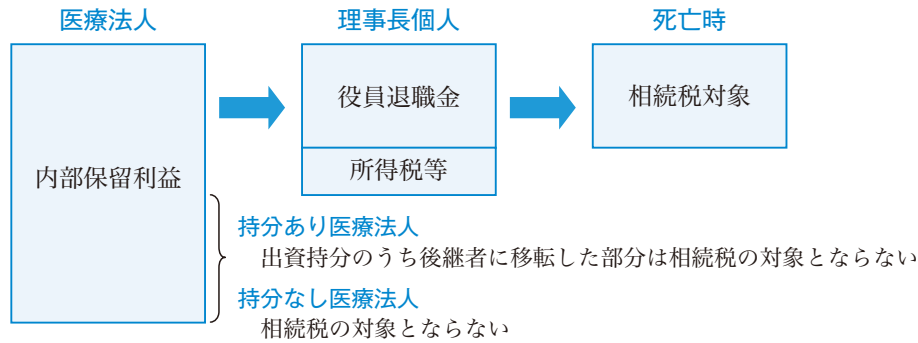
持分なし医療法人は、内部留保利益が蓄積しても、そもそも出資持分の概念がありませんので、内部留保利益は相続税の対象になりません（基金拋出型医療法人の基金は相続税の対象となります）。

勇退時の役員退職金の一部を内部留保利益のまま相続させる

医療法人において蓄積した内部留保利益は、勇退時に役員退職金を支給するのが一般的ですが、勇退の段階で後継者が決まっていれば、蓄積した内部留保利益の全てを役員退職金として支給せず（一部を支給して）、内部留保利益として医療法人内に残したまま後継者に継承することもできます。

この場合、持分あり医療法人において出資持分の贈与が後継者に移転しているときの後継者の出資持分相当及び持分なし医療法人については、医療法人に残った内部留保利益には退職金に対する所得税等の課税も、個人財産として残った退職金への相続税の課税もありません。

医療法人の内部利益と役員退職金の課税イメージ



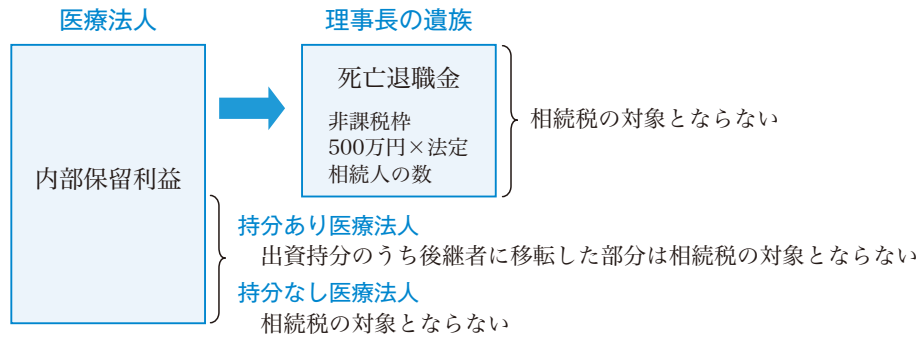
要するに、医療法人の役員退職金規程に定めている支給限度額いっぱいの金額をそのまま支給するのではなく、勇退時の年齢、後継者の有無、理事長個人の所有している財産等を考慮して、役員退職金規程の支給限度額の範囲内で適正額を算出して支給することができる、ということです。

死亡時の役員退職金の一部を内部留保利益のまま相続させる

医療法人の役員がその任期の途中で死亡した場合には、その内部留保利益の中から、その死亡した役員に対して死亡退職金を支給することができます。

但し、勇退時と同様に、その段階で後継者が決まっていれば、蓄積した内部留保利益の全てを役員退職金として支給せず（一部を支給して）、医療法人の内部留保利益として残したまま後継者に継承することもできます。

例えば、死亡退職金の相続税非課税額（500万円×法定相続人の数）のみを支給し、それ以外を医療法人に残したまま相続させることも可能です。



MS 法人の不動産を借りて家賃を支払う

- ▶ MS 法人の株式は内部留保利益が蓄積する前に親族に贈与する
- ▶ MS 法人への家賃又は地代は時価（実勢価額）としなければならない
- ▶ 参考物件の住宅情報誌の写し等の算定根拠を残しておく必要がある

MS 法人が所有する医療用不動産を借りて家賃を支払う

MS 法人が所有する医療用不動産を、医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人が借りて、その家賃を支払うことができます。

医療用不動産には、医療施設のための建物、患者用駐車場、従業員のための社宅や保養所等が考えられます。

MS 法人については、その株主を親族（子供や孫）にしておき、その親族のために MS 法人に内部留保利益を残していけば、その内部留保利益に対しては相続税の課税が行われません。

また、医療後継者が不在の場合等において、将来、医療施設を第三者に承継するときは、承継後においても、MS 法人は継続して家賃収入を得ることができます。

不動産を賃借する場合の家賃の設定は近隣相場により慎重に行う

MS 法人が所有する医療用不動産を、医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人が賃借する場合、その家賃は時価（実勢価額）としなければなりません。

具体的には、家賃は近隣の第三者取引相場による家賃単価（m²あたり又は坪あたり）を調査し、その平均値等の合理的な数値を用いて単価を算出し、賃借する医療用不動産の面積を乗じて計算します。

なお、MS 法人と医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人との間において、不動産賃貸借契約書を作成するとともに、以下のような時価（実勢価額）の算定根拠を残しておくことが必要となります。

家賃又は地代の算定根拠資料の事例

	所在地	月額賃料 A	賃貸面積 B	m ² 当たりの単価 A/B
当物件	A 町 1-2-3	544,500 円	165 m ²	3,300 円
参考物件 1	A 町 2-4-5	594,000 円	198 m ²	3,000 円
参考物件 2	B 町 3-3-3	615,400 円	181 m ²	3,400 円
参考物件 3	C 町 4-3-2	735,000 円	210 m ²	3,500 円

※添付書類 ①当物件と参考物件の位置関係が分かる地図等
②参考物件の根拠資料（住宅情報誌の写し等）

医療用不動産を MS 法人に売却する場合

既に医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人が所有する医療用不動産を、MS 法人に売却し、これを引き続き利用するために MS 法人から借りる場合には、その不動産の売買価格は時価（実勢価額）とし、家賃についても時価（実勢価額）としなければなりません。

また、このような場合には、その不動産の利用の実態が変わらないのに、何故そのような取引が必要だったか、経済的合理性のある理由が明確でなければなりません。

なお、MS 法人と医業又は歯科医業を営む個人又は医療法人との間で不動産を売買した場合には、第三者取引と同様に不動産の所有権移転登記を行う必要があります。その場合には、建物を売却した側における消費税の取り扱いに注意するとともに、登録免許税及び不動産取得税といったコストがかかることに留意する必要があります。

MS 法人と医療法人との取引を行う場合の都道府県への報告書

医療法人は、事業年度終了後 2 ヶ月以内に、都道府県に対して、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書を提出しなければなりません。関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他のその医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう）との取引の状況に関する報告書を提出する必要があります。

MS 法人と医療法人との取引がこれに該当する場合には、その取引内容について都道府県への報告書を提出しなければなりません。

贈与を受けた金銭により生命保険に加入する

- ▶ 資力のない子供でも生前贈与を受けた金銭にて生命保険に加入できる
- ▶ 保険金受取額には一時所得又は雑所得として所得税等が課税される
- ▶ 保険金額から払込保険料が控除でき相続税よりも負担減となることがある

子供の名義の通帳を作成しただけでは相続税の対象となってしまう

贈与税は、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間にもらった財産の合計額から基礎控除額の 110 万円を差し引いた残額に対してかかります。

したがって、1 年間にもらった財産の合計額が 110 万円以下なら贈与税はかかりませんので、贈与税の申告書を提出する必要もありません。

(算式) (贈与を受けた財産の合計額－基礎控除 110 万円) × 税率－控除額

しかし、単に親が子供の名義の通帳を作成し、これに預金を貯めておくだけで、親が通帳も印鑑も管理している、ということであれば、いわゆる「名義預金」となり、贈与を行ったとは認められず、相続財産と認定されてしまうことがあります。

贈与を受けた子供がその金銭にて生命保険に加入する

生命保険は、親を契約者（保険料負担者）、被保険者を親、受取人を配偶者や子供とするというのが一般的なケースです。

契約者（保険料負担者）	被保険者	死亡保険金受取人
親（被相続人）	親（被相続人）	子供（相続人）

このような場合において、保険事故が発生したときには、相続税が課税されます（500 万円 × 法定相続人の数の生命保険非課税枠があります）。

これに対して、子供が契約者（保険料負担者）、被保険者を親、受取人を子供とするケースで、保険事故が発生したときには、その子供に所得税等が課税されます。

契約者（保険料負担者）	被保険者	死亡保険金受取人
子供（相続人等）	親（被相続人）	子供（相続人等）

しかしながら、保険料の支払いは子供が負担しているといっても、保険料を支払う資力のない子供であれば、結局、親が保険料を負担したことになるてしまい、相続税の対象とされてしまう可能性があります。

そこで、親が子供に現金を贈与すれば、その現金を保険料の支払に充てることができます。なお、親の所得税の確定申告書において、その生命保険を生命保険料控除の対象としないよう注意が必要です。

保険金を受取時に一時所得又は雑所得として所得税等がかかる

生命保険金に対して所得税等が課税される場合には、死亡保険金の受取の方法により、一時所得又は雑所得として課税されます。

①死亡保険金を一時金で受領した場合：一時所得

一時所得の金額は、以下の算式により所得を計算します。

(算式) 一時所得の金額＝総収入金額－収入を得るために支出した金額
－特別控除額（最高 50 万円）

その死亡保険金以外に他の一時所得がないとすれば、受け取った保険金の総額から既に払い込んだ保険料又は掛金の額を差し引き、更に一時所得の特別控除額 50 万円を差し引きます。課税の対象になるのは、この金額を更に 1/2 にした金額です。

②死亡保険金を年金で受領した場合：雑所得

雑所得の金額は、以下の算式により所得を計算します。

(算式) 雑所得の金額＝総収入金額－必要経費

雑所得の金額は、その年中に受け取った年金の額から、その金額に対応する払込保険料を差し引いた金額です。

所得税等の計算においては、いずれの場合も保険金受取金額から払込保険料が控除できますので、課税対象となる金額は相続税よりも小さくなります。

また、相続税率よりも子供の所得税等の税率が低ければ、所得税課税の方が相続税課税よりも有利です。